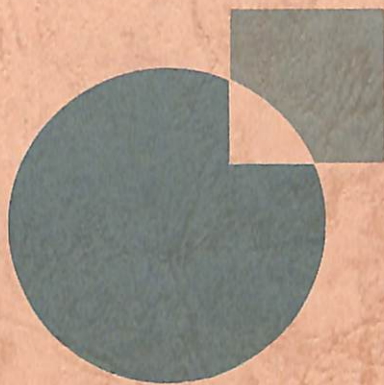


視覚障害者と大学

シリーズ2

学習条件整備を求めて



日本盲人福祉研究会 盲学生情報センター

発刊にあたって

本会は平成3年7月、発足30周年を迎えます。本会の前身でもある日本盲大学生会の時から一貫して「盲人の大学に関わる諸問題」と取り組んでまいりました。

その地道な実績が認められ、平成元年11月3日、「第20回博報賞」と「文部大臣奨励賞」を受賞しました。これもひとえに皆様のご支援の賜物と感謝しております。

戦後、新制大学制度になって、盲人の大学進学が初めて実現したのは、昭和24年でした。それ以来40年間、本会は一貫して「全国すべての国公私立大が点字による入試の実施」「入学後の学習条件の整備」「卒業後の雇用環境づくり」を目的にしていまいりました。

先頃、出版しました『視覚障害者と大学——門戸開放40年の歩み』をご覧いただければおわかりと思いますが、社会の趨勢と皆様のご理解とご支援で、昭和20年代前半、全国で数大学しかなかった点字入試も、紆余曲折はありましたが、現在では110大学前後にまで広がりました。しかし、「入学後の学習面」ではテキストはもとより、参考書など学生まかせという実態が浮き彫りにされました。率直に申し上げ、これほどお粗末だとは思いませんでした。門戸開放当初ならともかくとして、現在は最小限、語学のテキストは点字化されていなければ、学生は悲劇です。したがって学生は点訳者探しもしなければなりません。しかし残念ながら「専門点訳者」不足で、学生個人の努力だけでは解消できない状況です。

「視覚障害」というハンディキャップの上に、点字化されたテキストや参考書がないことは二重、三重のハンディで、「思う存分学習し、立派な職業人として

社会に貢献しよう」という若者の夢と意欲をそぐことにもつながりかねません。

私たちは長年「^{すみじ}墨字と点字の価格差保障」を公的機関に求める訴えをしてきました。そして専門点訳者養成にも公的助成をすべきだと思っております。これらの目的を達成するために、当事者である盲学生、大学、本会が協力して解決していかなければならないと思っております。

この問題は言うまでもなく、急を要することで、かつ難問です。その解決のきっかけを掴むことができればという願いから、この出版を企画いたしました。

さいわい、安田火災記念財団のご好意で出版費の助成をしていただき、このような「報告書」を出版することができました。失礼をお許しいただき、誌上でお礼を申し上げる次第です。

また本会のような任意団体で、かつ名もない団体が実施しましたアンケートに快くお答えくださった全国 76 大学の関係者に深くお礼を申し上げます。

最後になりましたが、第 1 部の「集計と分析」を受け持ってくくださった谷合侑先生、第 2 部の「シンポジウム」のレポーターをお引き受けくださった阿佐博先生、第 3 部の座談会に出席してくださった皆様をはじめ、レイアウトから印刷、校正とあらゆる面でお力添えくださった皆様に重ねて感謝を申し上げ、発刊の言葉に代えさせていただきます。

平成 2 年 10 月 15 日

日本盲人福祉研究会(文月会)
盲学生情報センター所長

高 橋 実

目 次

発刊にあたって

第1部 「大学における視覚障害学生の学習問題にかかわる調査」結果の報告……………	5
集計と分析●谷合侑	
1 点字入学試験について……………	8
2 定期試験について……………	10
3 テキストや参考文献の対応について……………	12
4 助成あるいは斡旋について……………	13
5 設備並びに施設について……………	14
6 視覚障害者等との懇談について……………	17
7 課題について……………	18
総 括 ……………	19
第2部 シンポジウム「盲学生の学習権保障について」……………	21
I 大学における視覚障害を持つ学生に対する対応の一例●宮井敏 ……………	22
II 視覚障害者の学習権の現状と課題●加藤俊和 ……………	24
III 公共図書館における学習権の保障●大塚強 ……………	26
IV 日本福祉大学における盲大学生の条件について●成瀬有希子 ……………	27
フロアからの質問、希望意見 ……………	30
筆者の意見●阿佐博 ……………	32
第3部 座談会「提言——盲学生の学習権をめぐる」……………	35
出席者●組地清志・富田伴七・直居鉄・谷合侑・高橋実	
付 録 ……………	49
盲学生情報センター2年のあゆみ／日本盲人福祉研究会(文月会)規約／日本盲人福祉研究会(文月会)の事業概要／日本盲人福祉研究会(文月会)盲学生情報センター『盲大学生を支える会規則』／富士・盲学生点訳介助事業規程／聖明・朝日盲大学生奨学金規程／第14回・1991(平成3)年度CWAJ視覚障害奨学生募集要項	

第 1 部

「大学における視覚障害学生の 学習問題にかかわる調査」

—結果の報告—

【調査目的】 表記の件に関して、7 項目の内容により、調査を実施した。この意図は、学習問題にかかわる諸事項の現状を把握するとともに、今後、各大学において、さらに学習問題が改善されるよう、啓発の役割を期待して、実施されたものである。

【調査年月】 1990 年 2 月

【調査校および回答校】 調査用紙を配布した学校は、71 大学(うち国公立 14 校・私立 57 校)、5 短期大学、計 76 大学である。回答率は、100% であった。これらの大学は、いずれも過去または現在において、視覚障害者を受け入れている学校である。

【調査結果】 調査結果を調査項目別に、7 章にわけて解説する。

(集計と分析＝谷 合 侑)

『大学における視覚障害者の学習問題にかかわる調査』

1. 入学試験について

a. 点字の場合

- (ア) 試験前日から問題の点訳作業をする。
- (イ) 試験当日の早朝から問題の点訳作業をする。
- (ウ) 1.5 倍の時間延長を認める。
- (エ) 1.3 倍の時間延長を認める。
- (オ) 時間延長は認めない。
- (カ) 時間延長は認めないが試験問題の 3 分の 1 程度を削減する。
- (キ) 点訳及び墨訳作業は学内で処理している。
- (ク) 点訳及び墨訳は学外の特定者に依頼し、実費または謝礼を支払っている。
- (ケ) その他点字以外の試験を行う。

b. 弱視者の場合

- (ア) 文字の拡大をしている。(倍率)
- (イ) 文字の拡大はしない。
- (ウ) 文字の拡大はしないが、拡大鏡、拡大読書機等の機器の持ち込みを認める。
- (エ) 1.5 倍の時間延長を認める。
- (オ) 1.3 倍の時間延長を認める。
- (カ) 時間延長は認めない。
- (キ) その他。

2. 定期試験について

- (ア) 点字の試験問題を大学で用意する。
- (イ) 問題を口述し解答させる。
- (ウ) 録音テープで問題をきかせ解答させる。
- (エ) 点字の解答をそのまま提出させる。
- (オ) 点字の解答を解答者本人に読ませる。
- (カ) 問題の解答をテープに録音して提出させる。
- (キ) 弱視者の場合問題の文字を拡大する。
- (ク) 問題の文字の拡大はしないが拡大鏡、拡大読書機等の使用を認める。
- (ケ) その他。

3. テキストや参考文献の対応について

- (ア) 授業で必要とするものは一切点字化し、実費を徴収している。
- (イ) 授業で必要とするものはすべてテープ化し、実費を徴収している。

- (ウ) テキストのみ点字化またはテープ化し、費用は活字書と同額を徴収している。
 - (エ) 語学のみ点字化またはテープ化し、費用は活字書と同額を徴収している。
 - (オ) 第1 外国語のみ点字化またはテープ化し、費用は活字書と同額を徴収している。
 - (カ) 第2 外国語のみ点字化またはテープ化し、費用は活字書と同額を徴収している。
 - (キ) 一切かかわっていない。
4. 助成あるいは幹旋について
- (ア) 学内奨学金としていくらか支給している。
 - (イ) 日本育英会の奨学金を優先し、またはその他の方法で選考に配慮している。
 - (ウ) テキスト代等として申請額または一定額支給している。
 - (エ) ボランティアを学内で公募し、その養成費用とボランティアに対する活動費を一定の規則で支払っている。
 - (オ) 学外のボランティアに一切委ね、在学生の申請により一定額支払っている。
5. 設備並びに施設について
- (ア) 視覚障害補償機器を設備している。(具体的に器具名など)
 - (イ) 視覚障害者のための対面朗読室、控室等、特別室を設けている。(部屋の名称、室数、面積等)
 - (ウ) 点訳者や朗読者の紹介、幹旋等を行っている。
 - (エ) 図書館に点字の辞書、拡大文字の辞書、参考書等をおいている。(書名等)
 - (オ) 点字誘導ブロックの敷設並びに教室や階段等が分かるような配慮をしている。(どんな方法で)
 - (カ) 掲示板、生協、学食等で配慮をしている。
6. 視覚障害者等との懇談について
- (ア) 定期的に視覚障害者との話し合いを持っていますか。(具体的に)
 - (イ) その他の方法で視覚障害者のニーズをすいあげていますか。
7. 課題について
- 1-6 について近く実施しようとしている事項または検討中の事項がありましたらその旨をお書き添え頂ければ幸いです。
- (選択肢の中から該等項目を選んで下さい。尚〈その他〉を選択された場合は具体的にその内容をお書き下さい。)

1 点字入学試験について

設問の1-aに該当するが、回答ナシが3校あり、73校の回答であった。その内容は、次の4点である。

(1)入試問題の点訳作業を行っているかどうか。この設問は、点字入試を実施しているかどうか、と同じ意味である。(2)時間延長を実施しているかどうか。(3)点訳・墨訳作業を学内で処理しているか、それとも学外に依頼して行っているか。(4)点字以外の方法をとっているか。以下、この4点を項目別に解説する。

(1) 点字入試の実施状況 点字入試を実施している(アおよびイを回答)学校は、50大学(全体の65.8%)。その内訳は、国公立7校(50%)、私立41校(72%)、短期2校(40%)であった。

また、点訳作業を試験前日から(ア)と回答した学校は、14校(国公立2、私立12)。試験日の早朝から(イ)と回答した学校は、36校(国公立5、私立29、短期2)であった。

(2) 時間延長の実施状況 時間延長を実施している(ウおよびエを回答)学校は、57大学(全体の76%)であった。その内訳は、国公立10校(71.4%)、私立45校(79%)、短期2校(40%)であった。

また、1.5倍(ウ)と回答した学校は、50校(国公立9、私立39、短期2)。1.3倍(エ)と回答した学校は、7校(国公立1、私立6)であった。時間延長は認めない(オ)と回答した学校は、3校(私立2、短期1)。時間延長は認めないが、試験問題を削減する(カ)と回答した学校は、2校(私立2)であった。

(3) 点訳・墨訳作業の方法について 点訳・墨訳作業を、学内のみで処理している(キ)学校は、4校(国公立1、私立3)。学外に依頼して行っている(ク)学校は、42校(国公立7、私立34、短期1)。学内と学外を併用している(キおよびクを回答)学校は、6校(私立5、短期1)であった。

(4) その他の試験方法 その他点字以外の試験を行う(ケ)学校は、6校(私立4、短期2)であった。面接試験か口頭試問の方法がとられているものと思われる。

【まとめ】

調 査

点字入試を実施している学校は、50 大学・短大(65.8%)。このうち、36 校が試験当日の朝、問題を作成している。時間延長を実施している学校は、57 大学・短大(75%)で、このうち、50 校が 1.5 倍の延長を認めている。視覚障害者をすでに受け入れている学校が調査対象であることからみると、100% に近い数字が出るものと期待されたが、結果は 7 割前後となっている。過去に受け入れた学校では、そのことが継承されていないことを示しているようである。

点訳・墨訳作業を学内・学外で実施している学校は、52 大学・短大(68.4%)、という結果である。このうち、学外に依頼している学校は、42 校(55%)である。学外というのは、盲学校であり、点字図書館等の福祉施設であるが、42 校(55%)の数字をみると、もはや、これらの機関が片手間に協力する段階ではない。国が指定する専門機関の設置と、国費の助成が必要な時期にきている、といえよう。

弱視者の入学試験

設問の 1-b に該当するが、回答ナシが 13 校あり、63 校の回答であった。その内容は、次の 3 点である。(1)拡大文字の実施状況、(2)時間延長の実施状況、(3)その他の方法、である。以下、この 3 点を項目別に解説する。

(1) 拡大文字の実施状況 拡大している(ア)学校は、31 大学(全体の 41%)であった。その内訳は、国公立 5 校(36%)、私立 25 校(44%)、短期 1 校(20%)である。

拡大していない(イおよびウ)学校は、32 大学(42%)であった。その内訳は、国公立 3 校(21%)、私立 28 校(49%)、短期 1 校(20%)である。このうち、文字の拡大はしていないが、拡大鏡などの使用を認めている(ウ)学校は、27 大学(国公立 3、私立 23、短期 1)となっている。

(2) 時間延長の実施状況 時間延長を実施している(エおよびオ)学校は、29 大学(38%)であった。その内訳は、国公立 7 校(50%)、私立 22 校(39%)、短期 0 である。

1.5 倍と回答したのは 9 校(国公立 2、私立 7)、1.3 倍と回答したのは 20 校(国

公立 5、私立 15)であった。共通一次試験の 1.3 倍と同じ措置をとっている学校が大勢をしめている、といえよう。

時間延長を認めない(カ)学校は、18 大学(24%)であった。その内訳は、国公立 0、私立 16 校、短期 2 校、となっている。

(3) その他 (キ)を回答したのは 4 校で、その内容は、「該当者なし」「一般と同じあつかい」「本人の状況によって決める」、というものであった。

【まとめ】

拡大文字の実施状況は、実施している学校(31 校)と、実施していない学校(32 校)とが、ほぼ同数である。しかも、点字入試の実施校に比べ、まだ少数であり、弱視者に対する対応が遅れている、といえよう。時間延長を実施しているのは 29 校で、昭和 63 年から、共通一次試験において 1.3 倍の延長が実施されているが、大学入試において、これが普遍化されていない現状にある、といえよう。

2 定期試験について

設問の 2 に該当するが、回答ナシが 18 校あり、58 校の回答であった。その内容は、次の 4 点である。(1)問題の出し方、(2)解答の方法とその処理、(3)弱視者に対する方法、(4)その他、である。以下、この 4 点を項目別に解説する。

(1) 問題の出し方 点字の試験問題を大学が用意する(ア)学校は、39 大学(51%)であった。その内訳は、国公立 6 校(43%)、私立 33 校(58%)、短期 0 である。

問題を口述し解答させる(イ)学校は、29 大学(38%)であった。その内訳は、国公立 5 校(36%)、私立 23 校(40%)、短期 1 校(20%)である。

録音テープで問題をきかせ解答させる(ウ)学校は、13 大学(17%)であった。その内訳は、国公立 2 校(14%)、私立 11 校(19%)、短期 0 である。

もっとも多いのが点字による出題、次が口述による出題、次が録音テープによる出題、の順になっている。

(2) 解答の方法とその処理 点字の回答をそのまま提出させる(エ)学校は、28 大学(37%)であった。その内訳は、国公立 6 校(43%)、私立 22 校(39%)、短期

立ち読み版はここまでとなっております。

続きをお読みにになりたい場合には
社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター
までお問い合わせください。

●出版助成●財団法人安田火災記念財団

視覚障害者と大学 シリーズ2 学習条件整備を求めて

1990年12月20日発行

実費頒価 800円(送料 260円)

編集・発行 日本盲人福祉研究会盲学生情報センター

〒166 東京都杉並区成田東5丁目36番15号

電話 03-3220-1421

振替口座 東京 6-16103

三秀舎印刷